

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公表番号】特表2017-537732(P2017-537732A)

【公表日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-049

【出願番号】特願2017-532016(P2017-532016)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/01 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/01

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の支持部材と、

前記第1の支持部材に取り付けられた物質捕捉構造と
を含み、

前記物質捕捉構造が生分解性材料から作られ、

前記第1の支持部材がマグネシウム又は鉄を含む生分解性材料から作られる、
管腔内フィルタ。

【請求項2】

マグネシウム又は鉄を含む生分解性材料から作られる第2の支持部材を更に含み、

前記第2の支持部材の第1の端部が前記第1の支持部材の第1の端部に取り付けられ、
前記物質捕捉構造が前記第2の支持部材に取り付けられる、

請求項1に記載の管腔内フィルタ。

【請求項3】

前記第2の支持部材の第2の端部が前記第1の支持部材の第2の端部に取り付けられ、
前記第1の支持部材及び前記第2の支持部材がフレームを形成する、

請求項2に記載の管腔内フィルタ。

【請求項4】

前記第1の支持部材は、前記物質捕捉構造と異なる生分解性材料から作られる、

請求項1に記載の管腔内フィルタ。

【請求項5】

前記第1の支持部材に取り付けられた複数のアンカ要素を更に含む、

請求項1に記載の管腔内フィルタ。

【請求項6】

前記複数のアンカ要素は、生分解性材料から作られる、

請求項5に記載の管腔内フィルタ。

【請求項7】

前記複数のアンカ要素は、前記物質捕捉構造と異なる生分解性材料から作られる、

請求項6に記載の管腔内フィルタ。

【請求項8】

前記物質捕捉構造は、生分解性ポリマーである、
請求項 7 に記載の管腔内フィルタ。

【請求項 9】

前記第 1 の支持部材の生分解性材料及び前記物質捕捉構造の生分解性材料は、所定の期間内に体内で分解する、
請求項 1 に記載の管腔内フィルタ。

【請求項 10】

前記第 1 の支持部材は、前記物質捕捉構造よりも長い生分解期間を有する、請求項 9 に記載の管腔内フィルタ。

【請求項 11】

前記第 1 の支持部材は、前記複数のアンカ要素よりも長い生分解期間を有する、請求項 6 に記載の管腔内フィルタ。

【請求項 12】

前記複数のアンカ要素は、前記第 1 の支持部材が血管壁に少なくとも部分的に組み込まれた後に生分解により除去される、請求項 1 1 に記載の管腔内フィルタ。